

香川県報



第 32 号

平成 18 年

4月25日(火曜日)

香川県規則第五十四号

香川県知事 真 鍋 武 紀

海洋生物資源の採捕の数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

海洋生物資源の採捕の数量、漁獲努力量等の報告に関する規則（平成八年香川県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「四月二十五日」を「四月二十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

香川県告示第三百八十七号

平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十八年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

小割り式二年魚はまち養殖業の表二年魚はまち第一四五八加入区の項及び同表二年魚はまち第一四六二加入区の項を削り、同表二年魚はまち第一五〇〇加入区の項の次に次のように加える。

二年魚はまち第一五〇一加入区	区第八七四号漁業権の漁場の区域のうち、点イ口を結ぶ線上点イから点口の方向へ二〇〇メートルのところを点aとし（以下同じ。）、点Hを結ぶ線上点Hから点Fの方向へ二〇〇メートルのところを点bとし（以下同じ。）、Fb、ba、a口、ロEの四直線と点Eから点Fまでの最大高潮時海岸線に囲まれた区域
二年魚はまち第一五〇二加入区	区第八七四号漁業権の漁場の区域のうち、点Gイ、Ia、ab、bHの四直線と点Hから点Gまでの最大高潮時海岸線に囲まれた区域

目 次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則	
●海洋生物資源の採捕の数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則	（水産課） 一
告 示	
平成十六年香川県告示第二百九十八号（漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定）の一部改正	（水産課） 二
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（ " " ）
漁港漁場整備法の規定による漁港区域の変更	（ " " ）
道路の供用開始	（道路課）
水防法の規定による浸水想定区域の指定	（河川砂防課）
公 告	
土地改良事業の可否決定（二件）	（土地改良課） 三
土地改良事業の認可（二件）	（ " " ） 四
土地改良事業の同意	（ " " ）
土地改良事業計画変更の認可	（ " " ）
土地改良区の定款の変更の認可（二件）	（ " " ）

規 則

海洋生物資源の採捕の数量、漁獲努力量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月二十五日

二年魚はまち第一五〇三加入区	区第八七六号漁業権の漁場の区域
二年魚はまち第一五〇四加入区	区第八八〇号漁業権の漁場の区域

香川県告示第三百八十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、高見加入区について、平成十四年香川県告示第三百五十二号による保険に付すべき義務は、平成十八年四月二十二日限り消滅したので告示する。

平成十八年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第三百八十九号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第六条第五項の規定に基づき、第二種福田（福田）漁港の指定内容の一部を次のように改める。

平成十八年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

所在地	漁 港 の 区 域
小豆島 町	水 域 陸 域
面	猿岳から弁天島西端を経て小崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	小豆島町福田字齒抜尻乙九四番地の五から福田字竿ヶ原乙二二〇二番地の二に至る間の海岸道路及び水際線により囲まれた地域

香川県告示第三百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年四月二十五日から同年五月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 四百三十六号

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡小豆島町西村字明神甲九〇八番地先から	一五・〇		平成十五年香川県告示第四百五十四号で変更した区域の一部
小豆郡小豆島町西村字誓願寺甲九二四番三地先まで	二二・〇	一四〇	

四 供用開始の期日 平成十八年四月二十五日

香川県告示第三百九十一号

新川水系新川及び春日川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定により、告示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課、香川県長尾土木事務所河川港湾課及び、香川県高松土木事務所河川砂防課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成十八年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年四月十三日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年五月二日から同月二十二日まで縦覧に供する。

平成十八年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
--------	---------	------

丸龜市土器町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 高津地区	丸龜市産業部 土地改良課
"	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業） 雁又池地区	"
丸龜市中津土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大道上一二号地区	"
丸龜市道池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 鍛冶屋地区	"
丸龜市郡家町大池宮池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業） 宮池地区	"
宝幢寺池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 地頭二号地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業） 矢野池地区	"
丸龜市飯野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 吉岡東地区	"
丸龜市三条新池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 黒嶋地区	"
丸龜市庄之池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業） 庄ノ池地区	"
丸龜市三条町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 三条地区	"
"	単独県費補助土地改良事業（ため池等整備事業） 箆池地区	"
丸龜市馬池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 西ノ池地区	"
丸龜市川西土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 川西地区	"
丸龜市金倉町川東土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上下所地区	"

丸龜市田村池太井池土地改良区
池田地区
単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）
"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年四月十三日適当と決定した。
その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年五月二日から同月二十二日まで縦覧に供する。
平成十八年四月二十五日
香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
荒井地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 荒井地区	丸龜市産業部土地改良課
垂水町池下地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 垂水町池下地区	"
行時地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 行時地区	"
稻荷地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 稻荷地区	"
辺池二号地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 辺池二号地区	"
原田地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 原田地区	"

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年四月十日認可した。
平成十八年四月二十五日

土地改良区名	土地改良事業名
綾歌町打越池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)片山地区
丸龜市綾歌町水橋池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)掛井手地区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる事業主体が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年四月十日認可した。

平成十八年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
円福寺池地区共同施行区	単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業)円福寺池地区
水門池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業)水門池地区
源田池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業)源田池地区
西沖中地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)西沖中地区
天頭池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業)天頭池地区
小津森池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(ため池整備事業)こみ池地区
西行末上地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)西行末上地区
向王子地区共同施行区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)向王子地区
畑田西地区共同施行区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)畑田西地区
津森地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)津森地区
北山地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)北山地区

俊正地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)俊正地区
成願寺地区共同施行区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)成願寺地区
平塚地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)平塚地区
烏田地区共同施行	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)烏田地区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市町が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年四月十日同意した。

平成十八年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市町名	土地改良事業名
丸龜市	単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)池尻地区
綾川町	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)田岡地区
"	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)遠郷地区
"	香川用水非受益地域用水確保事業(ため池等整備事業)姫田地区

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、普通寺市土地改良区が土地改良事業(基盤整備促進事業木徳地区)計画を変更することについて平成十八年四月十日認可した。

平成十八年四月二十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、綾歌郡永富池土地改良区の定款の変更を平成十八年三月三十一日認可した。

平成十八年四月二十五日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、萱原用水
土地改良区の定款の変更を平成十八年三月三十一日認可した。
平成十八年四月二十五日

香川県知事 真鍋 武紀

平成十八年四月二十五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています